

## ケアハウスカリヨンの郷管理規程

この規程は、ケアハウス入居契約書（以下「入居契約書」という。）第5条（管理規程）に基づいて定めたもので、ケアハウスカリヨンの郷（以下「施設」という。）及び入居者がその適用を受ける。

### （目的）

第1条 この規程は、施設の管理運営について必要な事項を定め、業務の適正、かつ、円滑な執行と老人福祉の理念に基づき、入居者の生活の安定、充実を図ることを目的とする。

### （管理運営方針）

第2条 施設の管理運営については、ケアハウスが居宅であることを踏まえつつ、高齢者の特性に配慮した住みよい住居を提供し、入居者の自主性の尊重を基本として、入居者が明るく心豊かに生活できるよう配慮していくものとする。

### （定員）

第3条 施設の定員は15名とする。

### （利用資格）

第4条 施設の利用資格は、次のとおりとする。

- (1) 年齢は原則として60歳以上とする。但し、夫婦の場合は、いずれか一方が60歳以上であれば差し支えないものとする。
- (2) 自炊ができない程度の身体機能の低下等が認められ、又は高齢等のため独立して生活するには不安が認められる者で、家族による援助を受けることが困難な者
- (3) 伝染病疾患及び精神的疾患等を有せず、かつ、問題行動を伴わない者で共同生活に適応できる者
- (4) 各種サービスを受けることにより、自立した日常生活を送れる者
- (5) 生活費に充てることができる資産、所得、仕送り等があり、所定の利用料を負担できる者

### （職員及び職務）

第5条 施設は、国の定める「軽費老人ホーム設置運営要綱」に示された所定の職員を配置し、職員は施設の設置目的を達成するため必要な職務を行う。

### （入居）

第6条 入居を希望する者は、次に掲げる書類を設置者に提出しなければならない。

- (1) 入居申込書
- (2) 住民票
- (3) 所得証明書
- (4) 身元保証人届
- (5) 健康診断書
- (6) 返還金受取人届
- (7) 利用料支払確約書
- (8) 誓約書
- (9) 入居者心得受取書

2 設置者は入居申込者の入居の可否について判断し、入居の申込みがあった日から10日以内に入居の可否について連絡するものとする。

3 入居に当っては入居申込者及び身元保証人、返還金受取人と施設長とが入居契約書をもって入居契約を取交わすものとし、また、契約書に付随して本管理規程についても入居申込者に説明するものとする。

### （利用料）

第7条 入居者は利用料として別表に定める月額利用料を、翌月分として毎月10日に甲の指定する方法で支払うものとする。

2 入居又は退去に伴って、1か月に満たない期間利用した場合の利用料は、日割計算によって精算するものとする。

3 利用料の支払方法は、自動引落としによる支払いとする。

4 事務費の減額を希望する者は、入居時及び翌年度以降年1回、入居者自身の収入等に関する挙証資料を添付し、施設長に対して申請するものとする。

5 令和2年7月1日以降に入居する入居者については、居住に要する費用にかかる一時金を不要とし、代わりに保証金を納める支払方式を選択できるものとする。

### （専用居室）

第8条 居室の清掃、日常的な維持管理は入居者が行うものとする。また、居室のゴミ・廃棄物につい

ては、入居者が定められた場所まで運搬することを原則とする。

- 2 居室においては、安全性の観点から練炭、火鉢、石油ストーブなどの火気類の使用を禁止する。  
(共用施設・設備)

第9条 共用施設・設備の利用時間や生活ルールなどは、施設長と運営懇談会との間で協議のうえ決定するものとする。

- 2 入居者は共用施設・設備等、専用居室以外の場所に私物を置いてはならない。
- 3 共用施設・設備等の清掃、維持管理は施設職員が行う。  
(相談、助言)

第10条 施設職員は、入居者から生活全般の諸問題について相談を受けた場合は誠意をもって対応し、適切な助言を行う。また、必要に応じて各種サービス等との十分な連携を図り、その有効な利用について積極的に援助を行う。

(食事の提供)

第11条 施設は、入居者に対して毎日、栄養士の献立による栄養バランスを考慮し、高齢者の健康に配慮した食事を、3食提供する。

- 2 食事の時間は、次のとおりとする。

- (1) 朝食 7時15分～
- (2) 昼食 12時～
- (3) 夕食 17時45分～

- 3 入居者からあらかじめ欠食する旨の連絡があった場合には、食事を提供しなくてもよいものとする。
- 4 食事の場所は原則として食堂とする。但し、入居者が自分で運搬を行うか自分の管理のもとに運搬をし、かつ、原則として第2項に掲げる食事時間内に食器を返却できる場合は、居室で食事できるものとする。
- 5 毎月の食事予定メニューは、原則として2週間毎に明示する。

(入浴準備)

第12条 入居者の入浴については、次のとおりとする。

- (1) 入浴は隔日以上とし、施設職員が入浴の準備を行う。
- (2) 入浴の時間は、13時から17時までとする。
- (3) 入浴に際しては、他の入居者も利用することを考慮して、清潔の維持に留意するものとする。
- (4) 入居者は、伝染性の疾患等の疑いがある場合は、速やかに職員に相談し、その指示に従うものとする。

(緊急時の対応)

第13条 入居者は、身体の急激な変化等で緊急に職員の対応を必要とする状態になったときは、昼夜を問わず、24時間いつでもナースコール等で職員の対応を求めることができる。

- 2 職員は、ナースコール等で入居者から緊急の対応の要請があったときは、速やかに適切な対応を行うものとする。
- 3 入居者が、あらかじめ近親者等の緊急連絡先を届出ている場合は、医療機関への連絡とともに、緊急連絡先へも速やかに連絡を行う。

(在宅サービス等の利用)

第14条 施設は入居者が身体状況の変化等によって日常生活上の援助を必要とする状態になった場合は、ホームヘルプサービス等の在宅サービスを利用できるよう連絡等の必要な対応を行う。

- 2 前項の場合、利用はあくまで入居者自身の判断で行い、利用についての責任は負わない。
- 3 第1項に伴う費用は、入居者の負担とする。

(自主活動への協力)

第15条 入居者は、施設の共用設備を利用して自由に趣味、教養活動や自主的なクラブ活動、行動等を行うことができる。

- 2 前項の場合、必要な費用は参加者が負担する。
- 3 第1項に関して、施設職員は自主活動の主旨を損わない範囲で助言や援助を行う。

(保健衛生)

第16条 施設は入居者の定期健康診断を年1回以上行い、その記録を保存するなど日常における健康管理に配慮しなければならない。

- 2 施設は入居者の健康保持に当り、高齢者特有の疾病防止に努めるものとする。
- 3 施設は入居者に対し、随時保健衛生知識の普及、指導を行う。

(外泊)

第17条 入居者が外泊するときは、事前に宿泊先及び帰着予定日等を施設長に届出るものとする。

(部外者の利用)

第18条 外来者を宿泊させるときは、あらかじめ施設長に届出るものとする。

2 一般的な疾病による看護又は介護が必要になったために、近親者等を居室に宿泊させる場合は、原則として施設長に届けるものとし、施設長と入居者との相談のうえ、その期間を定めるものとする。

3 希望する日の5日前までに施設長に届出れば、外来者に対しても食事を提供できものとする。但し、実費として別途定める食事代を負担するものとする。

(災害、非常時への対応)

第19条 施設は、消火設備、非常放送用設備等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けるとともに、非常災害等に対して具体的な防災計画・避難計画等を立て、入居者も参加した訓練を年2回以上実施する。

2 入居者は健康上又は防災等の緊急事態の発生に気付いたときは、ナースコール等最も適切な方法で施設職員まで事態の発生を知らせるものとする。

(小動物の飼育の禁止)

第20条 入居者が専用居室において犬、猫等ペット類の飼育をすることは禁止する。

(政治、宗教活動の禁止)

第21条 当施設において、一切の政治的活動及び宗教的活動を行ってはならない。

2 入居者は、専用居室以外の場所で、一切の政治的活動及び宗教的活動をしてはならない。また、ほかの入居者にそれらの活動への参加を強要してはならない。

(入居者心得)

第22条 施設は、別に定める入居者が守るべき入居者心得を入居者に配布し、その趣旨を十分に周知徹底しなければならない。

2 バルコニーは、他の入居者のプライバシーに充分注意して利用すること。

3 テレビ・ラジオ等音響機器の夜間における利用は、他の入居者の迷惑にならないようボリューム等を落して利用すること。

4 施設長の許可を得て行った部屋の模様替えなどについては、退去時に原状に復するものとする。このときの必要な費用は入居者が負担するものとする。

(虐待防止に関する事項)

第23条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 施設において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的(年2回以上)実施すること。

(4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 施設は、サービス提供中に、当該施設職員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定に関する事項)

第24条 施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する事業の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。

3 施設は、定期的業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(感染症の予防及びまん延の防止に関する事項)

第25条 施設は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 施設における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的で開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図る。

(2) 施設所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 施設において、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施

施する。

(運営懇談会)

第26条 施設は、ケアハウス入居契約書第4条に基づき運営懇談会を設置する。

2 運営懇談会の設置・運営については、別に定めるケアハウスカリヨンの郷運営懇談会細則による。

(改廃の手続)

第27条 この規程を改廃しようとするときは、運営懇談会の意見を聴くものとする。

附 則

この規程は、平成10年6月14日から施行する。

附 則

この規程は、平成11年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年4月1日から施行する

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する

附 則

この規程は、令和2年7月1日から施行する

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

別表1 入居一時金選択時の月額利用料

月 額 利 用 料 (令和5年度基準)

・生活費	月 額	44,500円
・サービスの提供に要する費用	月 額	10,000円～93,860円
・居住に要する費用	月 額	3,781円
	一時金	1,000,000円

- ※ 生活費は、上記金額の他に11月～3月まで、月々1,960円を冬期加算。
- ※ サービスの提供に要する費用は、利用者の前年度の収入によって異なる。(下表参照)
- ※ 居住に要する費用の額については、国の基準により変わる。

利 用 料 月 額 料 金

階層	年間収入額 (前年度)	居住に要する費用	生活費	サービスの提供に要する費用	合計金額
1	1,500,000円以下	3,781円	44,500円	10,000円	58,281円
2	1,500,001円～1,600,000円	3,781円	44,500円	13,000円	61,281円
3	1,600,001円～1,700,000円	3,781円	44,500円	16,000円	64,281円
4	1,700,001円～1,800,000円	3,781円	44,500円	19,000円	67,281円
5	1,800,001円～1,900,000円	3,781円	44,500円	22,000円	70,281円
6	1,900,001円～2,000,000円	3,781円	44,500円	25,000円	73,281円
7	2,000,001円～2,100,000円	3,781円	44,500円	30,000円	78,281円
8	2,100,001円～2,200,000円	3,781円	44,500円	35,000円	83,281円
9	2,200,001円～2,300,000円	3,781円	44,500円	40,000円	88,281円
10	2,300,001円～2,400,000円	3,781円	44,500円	45,000円	93,281円
11	2,400,001円～2,500,000円	3,781円	44,500円	50,000円	98,281円
12	2,500,001円～2,600,000円	3,781円	44,500円	57,000円	105,281円
13	2,600,001円～2,700,000円	3,781円	44,500円	64,000円	112,281円
14	2,700,001円～2,800,000円	3,781円	44,500円	71,000円	119,281円
15	2,800,001円～2,900,000円	3,781円	44,500円	78,000円	126,281円
16	2,900,001円～3,000,000円	3,781円	44,500円	85,000円	133,281円
17	3,000,001円～3,100,000円	3,781円	44,500円	92,000円	140,281円
18	3,100,000円以上	3,781円	44,500円	93,860円	142,141円

- ※ 2人利用の場合
  - ・ 居住に要する費用・生活費は、それぞれの2倍の額。(2人分の料金として)
  - ・ サービスの提供に要する費用は、2人の年間収入を合算した額の1/2をそれぞれの収入として算定し、その額が1,500,000円以下の場合、サービスの提供に要する費用は、1人につき30%減額の7,000円。
- ※ その他の費用
  - ・ 水道料金……2ヶ月ごとに2,530円が必要。
  - ・ 居室の電気代……各戸のメーター等により実費を負担。

別表2 保証金選択時の月額利用料

月 額 利 用 料 (令和5年度基準)

・生活費	月 額	44,500円
・サービスの提供に要する費用	月 額	10,000円～93,860円
・居住に要する費用	月 額	7,947円
	保証金	300,000円

- ※ 生活費は、上記金額の他に11月～3月まで、月々1,960円を冬期加算。
- ※ サービスの提供に要する費用は、利用者の前年度の収入によって異なる。(下表参照)
- ※ 居住に要する費用の額については、国の基準により変わる。

利 用 料 月 額 料 金

階層	年間収入額 (前年度)	居住に要する費用	生活費	サービスの提供に要する費用	合計金額
1	1,500,000円以下	7,947円	44,500円	10,000円	62,447円
2	1,500,001円～1,600,000円	7,947円	44,500円	13,000円	65,447円
3	1,600,001円～1,700,000円	7,947円	44,500円	16,000円	68,447円
4	1,700,001円～1,800,000円	7,947円	44,500円	19,000円	71,447円
5	1,800,001円～1,900,000円	7,947円	44,500円	22,000円	74,447円
6	1,900,001円～2,000,000円	7,947円	44,500円	25,000円	77,447円
7	2,000,001円～2,100,000円	7,947円	44,500円	30,000円	82,447円
8	2,100,001円～2,200,000円	7,947円	44,500円	35,000円	87,447円
9	2,200,001円～2,300,000円	7,947円	44,500円	40,000円	92,447円
10	2,300,001円～2,400,000円	7,947円	44,500円	45,000円	97,447円
11	2,400,001円～2,500,000円	7,947円	44,500円	50,000円	102,447円
12	2,500,001円～2,600,000円	7,947円	44,500円	57,000円	109,447円
13	2,600,001円～2,700,000円	7,947円	44,500円	64,000円	116,447円
14	2,700,001円～2,800,000円	7,947円	44,500円	71,000円	123,447円
15	2,800,001円～2,900,000円	7,947円	44,500円	78,000円	130,447円
16	2,900,001円～3,000,000円	7,947円	44,500円	85,000円	137,447円
17	3,000,001円～3,100,000円	7,947円	44,500円	92,000円	144,447円
18	3,100,000円以上	7,947円	44,500円	93,860円	146,307円

- ※ 2人利用の場合
  - ・ 居住に要する費用・生活費は、それぞれの2倍の額。(2人分の料金として)
  - ・ サービスの提供に要する費用は、2人の年間収入を合算した額の1/2をそれぞれの収入として算定し、その額が1,500,000円以下の場合、サービスの提供に要する費用は、1人につき30%減額の7,000円。
- ※ その他の費用
  - ・ 水道料金……2ヶ月ごとに2,530円が必要。
  - ・ 居室の電気代……各戸のメーター等により実費を負担。